

ID: 5198

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	マンション再生事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第97条第2項の規定による。 (報告、勧告等) 第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション再生事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション再生事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション再生事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日